

令和3年度

第370回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和3年度第370回総会を開催いたします。</p> <p>事務局より報告がありますので、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局からご報告します。</p> <p>第370回総会開催に当たり出席、待機をお願いした委員へご報告をいたします。沖縄県は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、5月23日から9月30日までの間、緊急事態措置区域となりました。このことから、感染症の拡大及び政府の緊急事態宣言の発出に伴う農業委員会組織運営等につきまして、令和2年4月8日付、全国農業会議所からの運営方針により、次のとおりといたします。1. コロナウイルス終息対策で3密、密閉、密集、密接を避けるため、2名の現地調査委員で調査を行いました。2. 総会出席の2分の1以上の委員参加で総会成立となりますので、8名の委員を招集し、6名の委員を待機といたしました。3. 3密を避けるため短時間の開催とし、総会を5分から10分程度といたします。4. 議事進行におきまして、1号議案1件、2号議案2件、3号議案1件、4号議案4件について、一括して意見を求めることといたします。また、現地調査報告のご一読もお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局、説明をありがとうございました。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、9番の又吉彩子委員、12番の新垣実委員、よろしくをお願いします。</p> <p>議案書及び見取り図は事前にお配りしておりますので、調査報告については割愛させていただきます。</p> <p>では座って進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号5番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案第2号、受付番号13番から14番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第3号、受付番号3番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案第4号、受付番号45番から48番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、以上4議案について、委員の意見を求めます。</p>
議長	<p>議案第2号、受付番号13番から14番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第3号、受付番号3番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第4号、受付番号45番から48番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。以上4議案について、異議はありません。</p>

	せんか。はい、4番仲宗根委員、どうぞ。
4番	1ページ、受付番号5番、この始末書が出ているんだけど、住宅が完成しているのか。2棟から1棟に変えてあるんですが、2棟建てないで、1棟にしたものだから始末書が必要になったのか。
事務局	こちらの住宅は既に完成しています。
4番	完成しているの？
事務局	はい。本来であれば建築前に事業計画変更をしてもらうことになるんですけど、計画変更する前に建てています、そのために今回始末書を添付させていただいています。
4番	2ページの13番との違いは。
事務局	2ページ目の13番は、かねひで越来店の駐車場です。駐車場として以前から使用しています。
4番	これも以前から使っている？
事務局	農地転用をする前から使っています。追認ということで今回始末書を添付しています。
議長	4番委員、他にご質問はありますか。
4番	はい、いいです。
議長	どうぞ、ほかにございましたら。なければ進行いたします。進行してもよろしいですか。
議長	「はい」の声あり  では進行いたします。 議案第1号、受付番号5番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については許可相当。議案第2号、受付番号13番から14番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第3号、受付番号3番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については許可相当。議案第4号、受付番号45番から48番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。以上4議案について、賛成の委員は挙手をお願いします。

議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成でありますので、議案第1号、受付番号5番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については許可相当。議案第2号、受付番号13番から14番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第3号、受付番号3番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については許可相当。議案第4号、受付番号45番から48番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当といたします。</p> <p>議案第1号から第4号までのご審議、大変お疲れさまでございました。これをもちまして、令和3年度第370回総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
----	--

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和3年9月30日

会 長 池宮城 敏夫 

議 長 池宮城 敏夫 

9 番 又吉 彩子 

12番 新垣 美 